用 語 解 説

本文に出てくる言葉のうち、難解なものには、初出時に＊を付けました。

＊1「子どもの読書活動の推進に関する法律」

平成13年12月に施行された法律で、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律です。

＊2「生きる力を育む北の読書プラン」

平成25年３月に策定された、北海道子どもの読書活動推進計画の第三次計画で、社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組むための方向を示した計画です。

＊3「地域」

本計画では、学校等以外の子どもの読書活動に関わる全ての施設（市立図書館、子育て支援センター及び児童館など）を、地域と称します。

＊4「学校等」

本計画では、小学校、中学校、高等学校、高等養護学校、幼稚園及び保育所を、学校等と称します。

＊5「ブックスタート事業」

赤ちゃんと保護者に対して読み聞かせのアドバイスを伝えながら、絵本をプレゼントすることで、家庭において絵本を通じて親子のふれあいの時間をもてるよう支援する事業です。

本市は、保健センター主催の「乳幼児健康栄養相談」時に、１歳児を対象にして実施します。

＊6「ブックスタート・ステップ事業」

２歳児を対象に、家庭での読書環境の充実及び市立図書館の利用促進のため、館内において絵本のプレゼントと絵本リストによる情報提供を実施する事業です。

＊7「読書ノート」

読書意欲が高められるよう、読んだ本や感想を記録する読書実績ノートのことです。

＊8「団体貸出し」

市立図書館が学校等、団体を対象に、図書資料の貸出しを実施します。

本市は、１ヶ月間を期限とした長期貸出しを行っています。

＊9「全国学力・学習状況調査」

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るためのもので、国が平成19年度から実施し、小学校６年児童及び中学校３年生徒が対象となっています。

＊10「学校図書館の現状に関する調査」

文部科学省が、学校図書館の司書教諭等の配置状況、図書の整備状況、読書活動の状況を把握するために実施している全国調査です。平成20年度調査以降は隔年で実施しています。

＊11「基本図書」

絶えず読み継がれるような永続性のある評価が定まった性質のもので、各図書館が共通に保有しているような標準的な図書や辞書、百科事典、地図及び図鑑などの参考図書を含めた図書館蔵書の基本になるような図書です。

＊12「調べ学習」

課題について、図書館を利用したり、実地見学、実験・観察など、いろいろな方法で調べ、結果をまとめることです。

＊13「地域文庫」

市立図書館が遠方の地域住民に読書活動を推進するため、市内６カ所に設置（平成27年８月現在）。原則半年毎に２５０冊を市立図書館職員が図書の入替えをし、管理は自治会等が行っています。この６カ所の地域文庫の他に、地域で運営管理全てを行っている「有珠山文庫」が有珠地区にあり、地域全体で活発な読書活動を実施しています。

＊14「レファレンスサービス」

図書館などで、利用者の問合わせに応じ、図書の照会や検索などをして、調べものの援助をする業務のことです。

＊15「学習・情報センター」

児童（生徒）の自主的・主体的な学びを支援する学校図書館の役割の一つです。
（文部科学省「学習指導要領解説総則編」より）

＊16「読書センター」

児童（生徒）が読書活動を展開し、豊かな心と感性を育む学校図書館の役割の一つです。
（文部科学省「学習指導要領解説総則編」より）

＊17「こどもの読書週間」

４月23日から５月12日まで。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に社団法人読書推進運動協議会が定めたものです。

＊18「子ども読書の日」

４月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたものです。第10条において、「国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない」とされています。